



発行 東京都

目次

29

規程（水）

○東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一

○東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………一

訓令（水）

○東京都水道局処務規程の一部改正……………二

○東京都水道局支所処務規程の一部改正……………二

○東京都水道局建設事務所処務規程の一部改正……………二

○東京都水道局浄水管理事務所処務規程の一部改正……………三

○東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程の一部改正……………三

○東京都水道局職員の人事考課に関する規程の一部改正……………三

雑報

○東京都職員共済組合定款の一部変更……………（東京都職員共済組合）…三

○昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号（東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定）の一部改正……………（同）…四

○東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程……………（同）…四

○東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する規程……………（同）…六

○東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程……………（同）…七

規程（水）

●東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条第二項」を「第三十五条」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一万百二十」を「一万分の九千六百八十」に、

「一万分の一万三千七百九十九」を「一万分の一万三千百九十九」に改め、同項第三号

中「一万分の二万二千」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第四号中「一万分の

一万二千・五」を「一万分の九千五百六十七・五」に、「一万分の一万六千五百」を

「一万分の一万六千」に改め、同項第五号中「一万分の一万百二十五」を「一万分の九

千六百七十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第

六号中「二万分の五千二百八十」を「二万分の五千六十」に、「二万分の七千百九十九」を「二万分の六千八百九十九」に改め、同項第七号中「二万分の五千七百八十五」を「二万分の五千五百六十二・五」に、「二万分の一万」を「二万分の九千」に改め、同項第八号中「二万分の四千八百九十五」を「二万分の四千六百七十二・五」に改め、同項第九号中「二万分の四千九百五十」を「二万分の四千七百二十五」に、「二万分の六千五百」を「二万分の六千」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

訓令(水)

●東京都水道局訓令第一号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

第二条第一項中「及び工業用水道事業」を削る。
 第十一条第四項中「調整担当課長があらかじめ指定する者」の下に「。以下同じ。」を加える。

第十二条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、前条の規定により審査の対象とされた事案について至急に審査を行う必要がある場合であつて当該事案の審査を行う文書主任又は文書取扱主任が出張又は休暇その他の理由により不在であるときは、課長が文書事務をつかさどる係員のうちからあらかじめ指定する者に審査を行わせるものとする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第二号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局支所処務規程(昭和三十五年東京都水道局訓令第四号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

第一条第一号中「水道及び工業用水道の配水設備」を「水道の配水調整及び旧工業用水道を含む配水施設」に改め、「及び配水調整」を削り、同条第二号中「工業用水道」を「旧工業用水道」に改め、同条第三号中「及び工業用水道」を削り、同条第五号中「工業用水道」を「旧工業用水道」に改める。

第三条の表配水課の項第一号中「及び工業用水道」を削り、同項第二号中「工業用水道」を「旧工業用水道」に改め、同項第三号中「工業用水道」を「旧工業用水道」に改め、「軽易な」の下に「撤去及び」を加え、同項第四号中「工業用水道」を「旧工業用水道」に改め、同表給水課の項第二号中「工業用水道」を「旧工業用水道」に改め、「道路」を削り、同項第三号中「工業用水道」を「旧工業用水道」に改め、第十一条の二第三号中「収納」を「清算」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第三号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局建設事務所処務規程(昭和三十五年東京都水道局訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

第一条第一号中「水道施設工事」の下に「及び旧工業用水道施設撤去工事」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第四号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局浄水管理事務所処務規程（昭和三十九年東京都水道局訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

第一条第二項を削る。

第三条の表技術課の項に次の一号を加える。

六 浄水場運営業務に係る委託会社の技術上の指導調整に関すること。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第五号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程（平成十四年東京都水道局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

第三条の表調整部の部業務指導課の項に次の二号を加える。

三 水道の使用承認に関すること。

四 水道料金、下水道料金等の徴収に関すること。

第十二条第四号中「水道料金等の徴収」を「手数料、工費等の収納」に改める。

第十三条の表中「営業課」を「庶務課」に改める。

第十四条の表営業課の項中「営業課」を「庶務課」に改め、第八号及び第九号を削り、同項第十号中「水道料金、下水道料金、」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とする。

第二十二号第一号及び第二号を削り、同条第三号中「水道料金、下水道料金、」を削り、同号を同条第一号とし、同条第四号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第六号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局職員の人事考課に関する規程（平成十四年東京都水道局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

第五条第三号中「第二十二条の三第一項」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

雑 報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

令和五年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第四十五条第一項の表中「一、〇〇〇分の九・〇」を「一、〇〇〇分の九・三二」に、「一、〇〇〇分の三十五・九五」を「一、〇〇〇分の三十六・二二」に、「一、〇〇〇分の三十九・四五」を「一、〇〇〇分の三十九・二八」に改める。

第四十五条の二中「十八・〇」を「十八・六四」に改める。

第四十七条の二第一号中「二千九百五十円」を「二千三百十円」に改め、同条第二号中「二千八百六十円」を「二千八百十円」に改め、同条第三号中「千四百十五円」を「千三百八十九円」に改める。

附則第十八項の表第四十七条の項中「退職等年金経理、」を「退職等年金経理」に改め、第四十七条の二の項中「千四百十五円」を「千三百八十九円」に、「二百八十六円」を「二百八十一円」に改める。

附則
この変更は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都職員共済組合告示第二号

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

別表第一中

「子供政策連携室」	「子供政策連携室長」	「子供政策連携室」	「子供政策連携室長」
「スタートアップ・国際金融都市戦略室」	「スタートアップ・国際金融都市戦略室長」	「スタートアップ・国際金融都市戦略室」	「スタートアップ・国際金融都市戦略室長」
「福祉保健局」	「福祉保健局長」	「福祉保健局」	「福祉保健局長」
「福祉保健局」	「福祉保健局長」	「福祉保健局」	「福祉保健局長」

改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中、福祉保健局の項に係る部分は、同年七月一日から施行する。

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程(平成七年東京都職員共済組合規程第八号)の一部を次のように改正する。第二条中「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

間勤務職員」に改める。

第三条第三項中「第三十七条の二第一項又は第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第八条」の下に、「第十一条の二」を加え、同条第四項を削る。

第十一条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十四条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第六項及び第七項第四号並びに第二十三条の二第一項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の三(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の四第一項第二号イ及びロ中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十八条の二(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「任期の更新をしたときも同様とする。」を削る。

第三十七条第二項中「六十年」を「六十五年」に改め、同条第三項中「昭和五十九年東京都条例第四号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加える。

第三十七条の二第一項を次のように改める。
理事長は、年齢六十年に達した日以後に退職をした組合職員(以下この条において「年齢六十一年以上退職者」という。)を、定年条例第十三条の適用を受ける職員の例により、短時間勤務の職に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者が短時間勤務の職に係る定

年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日という。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第三十七条の二第二項から第四項までを削る。

別表第一の二中「再任用職員」を「前年再任用職員」に改める。

別記第八号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

■ 注 意 事 項 ■

- このカードを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 万一紛失、破損した場合は、速やかにご連絡ください。
- 退職等により不要となった場合は、速やかに返却してください。
- このカードを交付された方は、東京都庁までご連絡ください。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
(定年に関する経過措置)

第二条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第三条 理事長は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この条において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この条において「末日経過職員」という。）を除く。））にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職

員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第四条 理事長は、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条において「年齢六十五年到達年度末日」という。）までの間にある組合職員であつて、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号。以下「令和四年改正定年条例」という。）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号。以下「旧定年条例」という。）に達しているものを、令和四年改正定年条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）附則第三条第一項の適用を受ける職員の例により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、理事長は、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、令和四年改正定年条例において定年に達しているもの（第三十七条の二の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、新定年条例附則第三条第二項の適用を受ける職員の例により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された職員は、年齢六十五年に到達年度末日まで、一年を超えない範囲内で任期を定め、

更新することができる。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 理事長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（定年退職者等の再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第五条 理事長は、令和四年改正定年条例の施行日前に退職した組合職員のうち、年齢六十五年度到達年度の末日までの間にある者であつて、令和四年改正定年条例附則第四条第一項に規定する旧条例定年相当年齢に達しているものを、令和四年改正定年条例附則第四条第一項の適用を受ける職員の例により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、理事長は、年齢六十五年度到達年度の末日までの間にある者であつて、令和四年改正定年条例附則第四条第二項に規定する新条例定年相当年齢（以下「新条例定年相当年齢」という。）に達しているものを、令和四年改正定年条例附則第四条第二項の適用を受ける職員の例により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第六条 理事長は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日の前日までに第三十七条の二に規定する年齢六十一年以上退職者を、第三十七条の二の規定により定年前再任用短時間勤務職員に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（暫定再任用職員に関する年次有給休暇等の特例）

第七条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の東京都職員共済組合の職員に関する規程（以下「改正後の職員規程」という。）第二十三条の三及び第二十八条の二の規定を適用する。

（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）

第八条 暫定再任用職員のうち短時間勤務の職に採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員規程第二十三条の四第二号イ及びロの規定を適用する。

（様式に関する経過措置）

第九条 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合の職員に関する規程別記第八号様式による職員カードで、現に残存するものは、なお使用することができる。

東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する規程を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合体育施設使用規程（昭和四十一年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中

「四月から九月まで

午前八時から二時間単位として

午後六時まで

十月から三月まで

午前九時から二時間単位として

午後五時まで

「午前九時から二時間単位として

午後五時まで

「四月から九月まで

午前八時から午後六時まで

十月から三月まで

午前九時から午後五時まで

を「午前九時から午後五時まで」に改める。

別記様式第一号(甲)表中「第一号様式(甲)」を

「別記様式第一号(甲)」に改め、

「6 利用時間は、次のとおりです（2時間単位で、複数単位の申込可）。

- ・夏季（4月～10月） 午前8時～午後6時
- ・冬季（10月～3月） 午前9時～午後6時

「6 利用時間は、午前9時から午後5時までです（2時間単位で、複数単位の申込可）。」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合体育施設使用規程様式別記第一号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合財務規程（昭和四十年東京都職員共済組合規程第五号）の一部を次のように改正する。

- 第六十七条第一項に次の三号を加える。
- 十一 第三号に規定する保険料以外の保険料
- 十二 研修、研究会及びセミナーの受講料
- 十三 ソフトウェアの購入に係る費用

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

